

## 甲府市インターンシップ受入助成金交付要綱

令和3年4月27日  
産 第 1 号

(趣旨)

第1 この要綱は、市内の事業者等による積極的なインターンシップの受け入れを促進することにより、産業人材の育成及び学生等の市内就職を図るため、甲府市インターンシップ受入助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業所 次のいずれかに該当する者が事業を行うために市内に設けた本社、主たる事業所又は工場等をいう。
  - ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者。ただし、「みなし大企業」とされる次の者を除く。
    1. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(法第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者以外の会社。以下同じ。)が所有している者
    2. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
  - イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合及び企業組合。
  - ウ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する社会福祉法人。
  - エ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所を運営する医療法人又は個人。
  - オ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校)又は専修学校を運営する学校法人。
  - カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1項に規定する一般社団法人及び一般財団法人。
  - キ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人。
  - ク 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する

特定非営利活動法人。

ケ 森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)に規定する森林組合及び生産森林組合。

コ 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に規定する農事組合法人。

サ その他市長が認める者。

(2) 学生等 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条の規定による高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校、同法第 124 条の規定による専修学校又は職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 16 条の規定による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校若しくは職業能力開発校に在籍する者及び一般求職者をいう。

(3) インターンシップ 学生等を対象に市内の事業者等が一定期間実施する就業体験をいう。ただし、各種免許・資格等の取得に必須となる実習(福祉、医療施設、教育現場等における実習等)を除く。

(4) 受入事業者 市内事業所において、インターンシップを実施する事業者をいう。

(対象者)

第 3 助成金の交付を受けることができる者は、受入事業者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内事業所に常時使用する従業員を 2 名以上雇用していること。

(2) 申請時において市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は交付対象としない。

(1) 宗教上の組織、団体又は政治団体

(2) 甲府市暴力団排除条例(平成 24 年 3 月条例第 2 号)第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者(当該者から委託を受け同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者

(助成金の額)

第 4 インターンシップにより学生等を受け入れた受入事業者に対する助成金の額は、1 日あたり 10,000 円とし、年間 50,000 円を上限とする。

2 前項の場合において、インターンシップの実施時間は 1 日当たり 6 時間以上とする。ただし、休憩時間はインターンシップの実施時間に含めない。

3 前項の規定にかかわらず、1 日 6 時間に満たないインターンシップを実施する場合については、実施期間における実施時間の合計を 6 時間で除して得

た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をもって実施日数とする。

4 第1項の助成金は、予算の範囲以内とする。

（助成金の申請等）

第5 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、甲府市インターンシップ受入助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市内に事業所を有することを証する書類（法人にあっては、法人市民税確定申告書又は法人市民税納税証明書等の写し、個人事業主にあっては、所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは開業届書等）

(2) 誓約書（別紙1）

(3) インターンシップ実施計画書（別紙2）

(4) 市税等に未納のない証明書

(5) 甲府市以外の行政機関等からインターンシップに係る助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6 市長は、第5の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を甲府市インターンシップ受入助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第7 市長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取消すこととし、甲府市インターンシップ受入助成金交付決定取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 交付を受けた助成金を目的以外に使用したとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるときは、甲府市インターンシップ受入助成金返還命令書（第4号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第8 交付決定者は、事業実施後、速やかに甲府市インターンシップ受入助成金事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書（別紙3）

- (2) 甲府市以外の行政機関等からインターンシップに係る助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類
- (3) インターンシップにより受け入れたことがわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第9 市長は、第8の規定により提出された報告書等を審査し、相当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、甲府市インターンシップ受入助成金交付確定通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(経過報告)

第10 市長は、甲府市インターンシップ受入助成金交付事業の実施状況確認のため、交付決定者に対し、現地調査及び事業実施経過について聞き取り等を行うことができる。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年6月1日以降にインターンシップにより学生を受け入れた場合に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。



第2号様式(第6関係)

産 指 令 第 号  
年 月 日

事業者名  
代表者名 様

甲府市長

甲府市インターンシップ受入助成金交付（不交付）決定通知書  
年 月 日付けで申請のあった甲府市インターンシップ受入支  
援助成金について、次のとおり決定しましたので甲府市インターンシップ受入  
助成金交付要綱第6の規定により通知します。

1 交付する

助成金額（予定額） 円

2 交付しない

理由

第3号様式（第7関係）

産 発 第 号  
年 月 日

事業者名  
代表者名 様

甲府市長

甲府市インターンシップ受入助成金交付決定取消通知書  
年 月 日付け 号で交付決定した甲府市インターンシップ受入助成金については、次の理由により取り消しましたので、甲府市インターンシップ受入助成金交付要綱第7の規定により通知します。

1 取消の理由

第4号様式（第7関係）

産 発 第 号  
年 月 日

事業者名  
代表者名 様

甲府市長

甲府市インターンシップ受入助成金返還命令書

年 月 日付け 号で交付決定した甲府市インターンシップ受入助成金について、既に交付した助成金を次のとおり返還するよう甲府市インターンシップ受入助成金交付要綱第7の規定により通知します。

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由
- 4 返還方法



第5号様式（第8関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地

事業者名

代表者名

連絡先

印

甲府市インターンシップ受入助成金事業実績報告書

甲府市インターンシップ受入助成金交付要綱第8の規定により、次のとおり報告します。

1 申請額 円

2 添付書類

（1）事業実施報告書（別紙3）

（2）甲府市以外の行政機関等からインターンシップに係る助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類

（3）その他市長が必要と認める書類

3 振込先

振込先	銀行		支店
	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義人氏名		

※口座名義は、申請者と同一の名義としてください。事情により申請者と同一名義の口座にできない場合は、委任状を提出してください。

第6号様式(第9関係)

産 指 令 第 号  
年 月 日

事業者名  
代表者名 様

甲府市長

甲府市インターンシップ受入助成金交付確定通知書  
年 月 日付けで実績報告のあった甲府市インターンシップ受入助成金について、次のとおり決定しましたので、甲府市インターンシップ受入助成金交付要綱第9の規定により通知します。

助成金交付確定額 円

誓 約 書

甲府市インターンシップ受入助成金の交付申請にあたり、次の内容について誓約します。

記

- 常時使用する従業員数は2名以上です。
- 宗教上の組織、団体又は政治団体ではありません。
- 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等ではありません。
- 実施するインターンシップは免許・資格取得に必要な実習ではありません。
- 甲府市インターンシップ受入助成金交付要綱第2（1）に規定する「みなし大企業」ではありません。
- 必要に応じ、助成事業の実施状況確認のため、助成事業者に対し、現地調査及び事業実施経過について聞き取りを行うことに同意します。
- 申請書類及びその内容について、事実と相違ありません。当助成金交付要綱第8の規定により、虚偽の記載や報告があった場合、その他不正があった場合には、当該助成金を返還することに同意します。

年 月 日

甲府市長 あて

所在地

事業者名

代表者名

印

## インターンシップ実施計画書

担当者氏名		電話番号	
メールアドレス			
受入企業・団体名			
実施場所	〒		
インターンシップ 対象者氏名	※複数人受け入れる場合は全ての者の氏名を記載すること。		
計画概要※	期 間	年 月 日 時間 年 月 日 時間 年 月 日 時間 年 月 日 時間 年 月 日 時間	※記入、もしくは時程を添付すること ( 日 間 )
	概 要	※インターンシップの概要を記入もしくは別紙で添付すること。	
申請額	計画日数	日 × 10,000円	= _____ 円

※インターンシップにより受け入れることがわかる次の書類の写しをいずれか添付すること。

- ・インターンシップ受け入れに伴う大学等からの受入依頼書または受入承諾書
- ・大学等またはインターンシップ対象者との契約書
- ・大学等またはインターンシップ対象者からのインターンシップ申込書またはエントリーシート等
- ・インターンシップ対象者からの誓約書等

## 事業実施報告書

受け入れた者の 氏 名	※複数人受け入れた場合は全ての者の氏名を記載すること。
在 席 学 校 ※学生の場合のみ記入	
実 施 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
実 施 時 間 ☑をしてください	<input type="checkbox"/> 1日6時間以上実施した（休憩時間を除く） <input type="checkbox"/> 1日6時間未満で実施した ⇒期間中の実施時間の合計 _____ 時間
交 付 申 請 額	実施日数 日 × 10,000円 = 円 ※1日6時間に満たない場合は、実施期間における実施時間の合計を6時間で除して得た数(1未満の端数は切り捨て)をもって実施日数とする。
実 施 概 要 <sup>※</sup>	

※インターンシップにより受け入れたことがわかる書類を添付すること。

- ・インターンシップ実施日誌、業務日誌、レポート等
- ・スケジュール表(受入期間及びインターンシップ実施時間がわかるもの)等

上記のとおりインターンシップを実施したことに相違ありません。

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

印